

1 これまでの経緯（道単独要望・全国知事会提言）

道では、「新型コロナウイルス感染症を一疾病として日常的な医療提供体制の中に位置付け」ていくため、オミクロン株（BA.5系統等）の特性などを踏まえつつ、適時・適切に投薬が可能な環境や公費負担医療など、諸条件を整えた上で、現下の全国的な感染拡大の収束を待つことなく、早急に、療養期間等の更なる見直し、医療機関・保健所の業務軽減策のほか、全数把握の要否などを含め、感染症法の取扱いについて検討するよう、全国知事会とも連携しながら、国に要請を行ってきた。

2 国の全数把握見直し（8月25日付け厚生労働省事務連絡）

患者発生届の事務が医療機関や保健所の負担となり、感染症患者への医療提供に支障があると知事が認める場合、「緊急避難措置」として「自治体判断」で、患者発生届の対象者を高齢者など、重症化リスクがある者に限定できるとされた。

○届出対象患者：①65歳以上、②入院を要する、③妊婦、

（限定者）④重症化リスクがあり、かつ、コロナ治療薬または酸素投与が必要と医師が判断した者

全数把握の見直しへの対応について

3 国の全数把握見直しの課題

- ① 発生届の対象外患者（軽症者等）の総数や年代別総数が、従前どおり報告対象となる中、患者情報システム（HER-SYS）の改修が9月中旬となり、それまでの間は自治体（保健所）が医療機関からFAXやメールなどの方法で報告を受けることになるなどの課題があり、陽性患者、医療機関、保健所ともにメリットが少ない
 - ② 軽症者の健康観察を代替する措置が必要
 - ③ 自治体から療養証明書の発行ができなくなり、医療機関に診断書を求める患者が増加 など
- ※ **8月27日には、総理大臣会見で、「全数把握は全国一律で見直す」ことを表明**

4 道の対応

上記の課題についての国の考え方が示されていない状況において、
保健所設置4市や医療関係者等の意向も踏まえつつ、
現時点では、自治体判断による「発生届の見直し」は行わない。

なお、今後、上記の課題整理に向け、国に詳細な情報確認を行うとともに、

- ・ 現在、一部の地域で運用している「北海道陽性者登録センター」の全道展開や
- ・ 自宅療養者への支援物資の早期配達に向けた電子申請の拡充など

陽性者への一層の支援等も進めながら、見直しに向け、国の制度設計に沿って、
「健康フォローアップセンター」などの機能や体制の検討を行うなど、
道として必要な対応を進めることとする。